

平成 22 年 1 月 15 日

各 位

野村アセットマネジメント株式会社

## NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信 上場廃止、信託終了（繰上償還） 予定のお知らせ

当社は、「NEXT FUNDS ブラジル通貨リアル連動型上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）について、平成 21 年 12 月 16 日に大阪証券取引所に対して上場廃止申請を行なっておりますが、上場廃止が平成 22 年 1 月 15 日に大阪証券取引所において決定されましたのでお知らせします。

※設定時と比較して純資産が大きく減少した当ファンドの純資産総額の状況では、指標連動有価証券への新たな投資が非常に困難な状況となっており、当ファンドの基準価額を対象指標に連動させる運用が行なえなくなると判断したため、上場廃止申請を行なったものです。

当ファンドが現在組み入れている指標連動有価証券は、平成 22 年 2 月 8 日をもって対象指標に対する連動を停止することになっておりますので、それ以降は、当ファンドの基準価額を対象指標に連動させる運用は行ないません。従いまして、平成 22 年 2 月 9 日に算出する基準価額を最後に対象指標に対する基準価額の連動は停止します（信託報酬などの費用計上等により基準価額は変動します。）。

なお、今後の当ファンドの取扱いは以下の通りとなりますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

### <記>

- ①平成 22 年 1 月 16 日から平成 22 年 2 月 15 日まで、整理銘柄に指定されます。なお、この期間は大阪証券取引所において売買可能な最後の期間となります。
- ②整理銘柄指定期間終了後、平成 22 年 2 月 16 日に上場廃止となります。
- ③上場廃止となった場合は、信託約款の規定に基づき、受託者と合意のうえ、当ファンドは繰上償還※となります。

※繰上償還のスケジュールに関しては、当社ホームページ等でお知らせいたします。

なお、整理銘柄指定以降は信用取引は行なえません。また、上場廃止後の換金手段は、当社の指定する第一種金融商品取引業者（野村證券株式会社）での買取りのみによることとなります。

詳細につきましては、「**1**上場廃止と信託終了に伴う取扱いについて」および「**2**上場廃止後の受益権の買取請求について」をご参照下さい。

以上

(ご参考)

今回、以下の2本の通貨を対象としたETFについても同時に上場廃止が決定しました。

銘柄コード	名称	上場市場
1340	NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信	大証
1342	NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信	大証

※ただし、以下の、投資対象地域が同じである3本の株式指数を対象としたETFについては、上場廃止となる予定はなく、今まで通り売買は継続されます。

銘柄コード	名称	上場市場
1324	NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信	大証
1325	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボバスパ連動型上場投信	東証
1678	NEXT FUNDS インド株式指数・S&P CNX Nifty 連動型上場投信	東証

以上

1 上場廃止と信託終了（予定）に伴う取扱いについて

日程	事項
平成 22 年 1 月 15 日（金）	大阪証券取引所において上場廃止が決定されました。
平成 22 年 1 月 16 日（土） から 平成 22 年 2 月 15 日（月） まで	整理銘柄指定期間  大阪証券取引所において売買可能です。（信用取引は行なえません。） <u>なお、この期間は大阪証券取引所において売買可能な最後の期間となりますので、ご注意ください。</u>
平成 22 年 2 月 16 日（火）	上場廃止日  この時点で受益権を保有されている受益者の方へは、取引証券会社を通じ、上場廃止後の買取請求等の手続きについてのご案内書面をお送りいたします。  ※上場廃止以降の買取りの請求によるご換金の場合、税の取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。
平成 22 年 2 月 16 日（火） から 信託終了日※の 3 営業日前 の日まで ※信託終了日が決定しましたら、当社ホームページ等にてお知らせします。	受益権の買取請求期間  販売会社への受益権の買取請求の手続きによる換金となります。 （「 <a href="#">2</a> 上場廃止後の受益権の買取請求について」ご参照下さい）  ・販売会社：野村證券株式会社 ・販売会社の営業店に「取引口座」が必要となります。 ・買取りの申込みを販売会社が受付けた日の翌営業日の「基準価額」が買取価額となります。
信託終了日※の数営業日前 ※信託終了日が決定しましたら、当社ホームページ等にてお知らせします。	受益証券の発行  振替機関での取扱いが終了するため、同日付で受益証券を発行し、振替受益権（口）を受益証券へ移行いたします。
信託終了日※ ※信託終了日が決定しましたら、当社ホームページ等にてお知らせします。	信託終了日（繰上償還日）
信託終了日から 10 年間	償還受益権の買取請求期間  販売会社へ（償還）受益証券による買取請求の手続きとなります。償還受益権の買取価額は、信託終了日の基準価額とします。販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。  <u>※受益証券の送付、必要書類の取扱いについては、振替機関での取扱いが終了する際に、対象となる受益者の方へ別途ご案内いたします。</u>

## ② 上場廃止後の受益権の買取請求について（2010年2月16日～信託終了日の3営業日前）

取引所での整理銘柄指定期間中に売却されずに受益権を保有されている場合、上場廃止後の買取請求期間中は、ファンドの信託約款に基づき、販売会社（野村証券株式会社）に対して、自己の保有する受益権（口数）を買い取ることを請求することによる換金手続きとなります。

### 1. 販売会社の口座を通じてファンドを購入した場合

- ・販売会社の営業店にて受益権の買取りをご請求ください。
- ・買取価額は、買取りの申込みを販売会社が受付けた日（買取請求受付日）の翌営業日の基準価額となります。
- ・販売会社では、受益権の買取りを行なう際、販売会社で独自に定める手数料、および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴する場合があります。
- ・買取代金は、原則として買取請求受付日から起算して4営業日目からお支払となります。

### 2. 販売会社以外の証券会社の口座を通じてファンドを購入した場合

#### 1) 販売会社での取引口座開設

販売会社取引口座をお持ちでない場合は、販売会社所定の手続き（本人確認等）による、口座開設が必要となります。

#### 2) 証券会社間の口座振替（残高移管）

買取りのお申し込みは、販売会社に対してのみ行なうことができますので、ファンドの受益権を、

現在お預けの証券会社の口座から、販売会社の口座へ振替えて下さい。

口座振替の手続き・手数料等については、現在お預けの証券会社にお問い合わせください。

#### 3) 買取請求手続き

- ・販売会社の営業店にて受益権の買取りをご請求ください。
- ・買取価額は、買取りの申込みを販売会社が受付けた日（買取請求受付日）の翌営業日の基準価額となります。
- ・販売会社では、受益権の買取りを行なう際、販売会社で独自に定める手数料、および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴する場合があります。
- ・買取代金は、原則として買取請求受付日から起算して4営業日目からお支払となります。

#### ※基準価額について

ファンドの純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額で、ファンドの売買単位で算出されます。